

2016年5月30日

大阪府知事
松井 一郎 様

大阪府関連労働組合連合会
執行委員長 田中 康



2016年府労組連夏季要求書

憲法と地方自治の本旨を基本とし、「全体の奉仕者」として府民の役に立つ仕事を提供し、未来を担う子どもたちによりよい教育を行うためには、民主的かつ効率的な職務遂行を保障するための賃金・労働条件の確立が必要です。この賃金・労働条件について、5月26日に開催した府労組連第28回定期大会の決定にもとづき、下記のとおり要求します。

については、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

記

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。なお、労働条件等の改変にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。府市副首都推進本部等で議論される事項の内、労働条件に関わる事項については事前に十分な協議を行うこと。
2. 2015年の賃金確定交渉における「月例給引上げ見送り」を撤回し、職員的生活実態をふまえ賃金引上げを実施すること。新たな賃金制度の改悪は行わず、賃金体系の改善及び諸手当を抜本的に見直し改善すること。
次の賃金・諸手当の改善要求を実現すること。
 - (1) 地域手当の府下一律支給を堅持し、16%以上に引き上げること。
 - (2) 初任給（中途採用者の前歴調整含む）の改善をはじめ、青年層の賃金を大幅に引き上げること。
 - (3) 職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できる制度に改善すること。
 - (4) 給与制度の改悪によって、給料表特定級の最高号給に多くの職員が滞留している事態を解消するため、必要な措置を講じること。
 - (5) 部活動指導業務等の困難性や特殊性を考慮し、教員特殊業務手当を引き上げること。
 - (6) 交通用具使用に係る通勤手当の引上げ、駐車場、駐輪場等の費用を支給すること。
 - (7) 高齢期雇用（再任用制度）の「雇用と年金の接続」を原則とし、専門的な知識と経験の蓄積にふさわしい賃金引上げ、扶養手当や住居手当の支給など待遇改善をはかること。

- (8) 非常勤職員の賃金・諸手当を引上げ、一時金を支給すること。また、非常勤講師の報酬を時間単価から月単価に戻すこと。
3. 一時金を引き上げ、夏季手当を6月30日に支給すること。給与制度の改悪に伴う職務段階の差異による賃金格差がいつそう拡大していることをふまえ、「職務段階別加算」を廃止し、全職員に一律に加算すること。勤勉手当への「評価結果」の反映、扶養手当の算出基礎からの除外を撤回すること。また、再任用職員の一時金支給月数を引上げること。
4. 条例の趣旨を逸脱し、労働条件の改悪を押しすすめ、職員の意欲を低下させ、職場に混乱を持ち込む「相対評価」は直ちに中止すべきである。教育を歪めて教職員の意欲を奪う「評価・育成システム」は、賃金反映による労働条件を低下させることから廃止・撤回すべきである。また、不当な雇い止めやパワハラなど労働条件の改悪につながる非常勤職員への評価制度は導入すべきでない。「新人事評価制度」「評価・育成システム」による評価結果の賃金反映は撤回すること。とりわけ、生涯賃金に影響し格差を広げる評価結果の昇給反映は直ちに中止すること。
5. 労働条件を改善することにより、職員が働きがいを感じ、働きやすい職場に整備されるなど、府民サービスの向上や行き届いた教育が実現できる。また、大地震などの甚大な災害時において、住民のいのちと生活を守るために大阪府の行政機能を維持し対応できる十分な職員体制が必要である。そのためにも、府職員・教職員の業務量に見合う適正な定数増を行うなど労働条件を改善すること。
6. 障がいのある職員に対する適職保障や支援制度の確立など職場環境の改善をはかること。
7. 時短と労働条件改善のため、次の要求を実現すること。
- (1) 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とする勤務時間の改正を行うこと。府民サービスの低下と職場に混乱を持ち込む「二部勤務制」は中止すること。
- (2) 時間外勤務・恒常的残業をなくすため、抜本的な対策を講じること。時間外勤務は、原則1日2時間、1週5時間、年間120時間を上限に規制すること。大阪府の定める年360時間の上限規制に責任を持ち、実効ある措置を講じること。厚労省通達に基づき、サービス残業を根絶するため適切な対策をはかること。
- (3) 超過勤務の割増率を100分の150（深夜・休日等は100分の200）に引き上げること。
- (4) 長時間勤務の解消など実質的な労働時間の短縮をはかるとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の改善をはかること。
8. 教職員の長時間・過密労働の実態は、府教委による勤務時間の把握等でも明らかになっている。この違法・異常な状態を解消して労働条件を改善すること。

- (1) 長時間過密労働を解消するため、教育委員会と校長の責任で労働基準法の規定を厳格に適用し、厚生労働省基準にもとづき実効ある措置をはかること。
- (2) 一週間に担当する授業時間数の上限規制、部活指導による時間外勤務の縮減、教員の不均衡な年齢構成の是正など、労働条件等の改善に必要な措置を講じること。
- (3) 定数内講師、臨時主事、養護助教諭等の臨時的任用教員の多用をやめ、正規教員の確保など必要な措置とともに、労働条件を著しく悪化させる教職員の「欠員常態化」の解消に向けて抜本的な対策をはかること。

9. 特別休暇等の制度拡充に向け、次の要求を実現すること。

- (1) 特別休暇の拡充を行うとともに、諸権利行使を保障する条件整備を講じること。とりわけ、ボランティア休暇、保育休暇など廃止した休暇を必要に応じて復元すること。非常勤職員の特別休暇は正規職員と平等扱いにし、改善・拡充を行うこと。
- (2) 子の看護、出産や育児、介護等の休暇制度を拡充し、代替要員の確保など労働条件の改善に向けた措置を講じること。
- (3) 育児短時間勤務制度及び高齢者部分休業制度については、安心して取得できる人員確保と職場環境の整備をはかり、労働条件の改善に向けた必要な措置を講じること。
- (4) 「療養に専念させる」という本来の趣旨をふまえ、病気休暇・休職制度の抜本的な改善をはかること。病気休暇・休職に伴う代替職員の確保など必要な措置を講じること。
- (5) 母性保護のため、生理休暇等を権利行使できるよう必要な措置を講じること。

10. 労働安全衛生対策を抜本的に強化すること。

- (1) 労働安全衛生協議会（委員会）を拡充すること。定期健康診断の拡充など職員健康管理体制を充実するとともに、すべての非常勤職員を受診対象にすること。また、職員診療所を復活すること。
- (2) 地共済・公立学校共済の実施する人間ドック等の検診項目や受診枠の拡充につながる必要な措置を講じること。55セルフドックの受診にあたっては、年休対応ではなく「職免」扱いにすること。
- (3) 女性検診の現行2年に1回の受診を毎年受診に拡充すること。また、経過観察を指示されている職員は、検診対象ではない年度でも受診対象者にすること。
- (4) 労働安全衛生法一部改正にもとづく「ストレスチェック制度」の実施にあたって、全職員に周知徹底をはかり、メンタルヘルス対策を抜本的に強化すること。精神疾患等による休職者の職場復帰にあたって必要な対策を講じること。
- (5) IT化に伴う職場環境の整備と安全衛生対策など職場環境の改善をはかること。

11. 男女ともに働きやすい労働条件・職場環境を改善すること。

- (1) 個人の人格や尊厳を侵害するような言動等によって職場環境を著しく悪化させている「パワハラ」「セクハラ」などハラスメントを起こさせない実効ある対策を強化し、働きやすい職場環境と労働条件の改善をはかること。

- (2) 「男女雇用機会均等法」の主旨をふまえ、採用・昇任・昇格・配置等で男女差別をいっさい持ち込ませず、職員の仕事と家庭の両立できる環境改善、男女ともに働きやすい労働条件の改善をはかること。
 - (3) 次世代育成「大阪府特定事業主行動計画」をふまえ、子育てと仕事の両立ができる環境改善など、実効ある具体的な取り組み推進をはかること。
 - (4) 女性活躍推進法にもとづく「特定事業主行動計画」をふまえ、労働条件に関する事項は十分に協議すること。
12. 防災拠点にならず、職員・府民の利便性悪化や業務の非効率化など、労働条件を悪化させる咲洲庁舎から直ちに撤退すべきである。現本庁舎の耐震補強整備をすすめ、老朽化した庁舎や執務室、府立学校等の耐震対策など安全衛生の向上をはかり、安心して職務に専念できる職場環境の改善をはかること。
13. 労働条件の改善はもとより、生徒・児童・府民にとっても「安全・安心な学校」となるよう教職員増、学校警備員や交通指導員の配置、緊急地震速報受信装置設置・非構造部材の耐震化、アスベスト除去対策などの環境改善をすすめること。
14. 互助会・互助組合等への補助金の復活など、地公法42条に基づく福利厚生事業の拡充をはかること。

また、以下のとおり要望します。誠意をもって対応されるよう強く求めます。

1. 府政に関わる要望事項

- (1) 「副首都構想」にもとづく大阪の成長戦略をすすめる「行財政改革推進プラン（案）」は撤回すること。府民生活、福祉・教育の切り捨てを行わず、府民の暮らしを守る立場から行財政計画をすすめ、大阪府として公的責任を十分に果たすこと。
- (2) 不要不急の大型公共事業については、府民本位の立場で徹底的に見直すなど凍結・中止し、福祉・医療・教育など関連予算を増額し、府民が安心して生活できる地方自治体の行財政運営を基本に切り換えること。
- (3) 「道州制」に反対し、「地方分権改革」にもとづく市町村への事務委譲の強要を中止し、広域自治体として市町村の補完的役割を果たすため、大阪府の体制を強化すること。
- (4) 大阪府における地域包括最低賃金の改善をはかること。ILO94条約に基づく公契約条例を制定すること。公正な賃金等の確保、適切に処遇するよう指導すること。
- (5) 教育への支配介入をやめ、学校現場の自主性を尊重すること。

2. 関係条例に関わる要望事項

- (1) もの言わぬ職員づくりをめざし、「全体の奉仕者」と定める憲法の規定にも違反する「職員基本条例」、子どもの教育に悪影響を及ぼす「教育基本条例」は撤回すること。
- (2) 一切の団結権の侵害や不当労働行為を行わず、これまでの労使慣行を遵守すること。また、職員の自由と権利を奪うとともに、府民サービス向上にも支障をきたす「政治活動制限条例」「労使関係条例」は撤回すること。

3. 組織・機構・任用等に関わる要望事項

- (1) 大幅な人員削減を前提とした組織機構の改変、府民サービスの低下につながる民間委託や独立行政法人化等を行わないこと。
- (2) 少人数学級の拡大など行き届いた教育の推進、労働条件の改善に向けて、教職員の大幅な定数増をはかること。一方的な学校つぶし・「再編整備」を行わないこと。
- (3) 職員が働きがいをもって十分に能力を発揮でき、安心して職務に専念できる昇任等の任用制度を改善すること。また、少数職種を含む主査・課長補佐級の任用制度を改善すること。「総括実習助手」「総括寄宿舍指導員」の任用制度を改善し、誰もが「教育職2級」に格付けすること。
- (4) 授業料無償化導入時に事務職員が削減された府立高校では、徴収の再開により業務量が大幅に増加しており、事務職員の定員を回復すること。安心安全な学校を維持するため、突発的な異常時対応などの業務を担う技術職員（校務担当）など現業職員の「退職不補充・民間委託化」を撤回すること。
- (5) 「再任用制度」については、本人希望を尊重し、雇用の確保を行うとともに、専門的な知識と長年にわたる経験の蓄積にふさわしい待遇の改善をはかること。
- (6) 天下り人事は中止し、いわゆる「知事5原則」（天下り人事は好ましくない・抑制に

努める・地方自治擁護、住民福祉を低下させない・内部職員との均衡を図る・職員の人材育成に努める)を厳守すること。また、部長の公募をやめ職員から登用すること。

4. 施策に関わる要望事項

- (1) 府立の5病院が、高度専門医療の推進や府域医療水準の向上をめざすため、運営費負担金を削減せず、設置団体として公的責任を果たすこと。府立5病院は「府立直営」に戻すこと。また、法人職員の賃金・労働条件の改善を指導すること。
- (2) 大阪府立大学の役割を十分に発揮するため、公立大学法人への運営費交付金を引き上げること。法人職員の賃金・労働条件を改善し、学舎の整備に必要な施設整備補助金を措置すること。大阪府立大学と大阪市立大学との統合はしないこと。老朽化した府立大学工業高等専門学校教育施設・設備を抜本的に改善すること。
- (3) 府立公衆衛生研究所の地方独立行政法人化に反対し、府民の安全といのちを守る試験・研究機関としての役割を果たすために、大阪府が責任をもって対応すること。
- (4) 大阪版「市場化テスト」は撤回し、自治体の役割を根本から否定する自治体業務の民営化や企業参入をやめるとともに、大阪府として公的責任を果たすこと。
- (5) 指定管理者制度の破たんや問題事例などふまえ、「公の施設」を府立直営に戻すこと。
- (6) 公共的要素の強い福祉・教育・医療関係労働者が安心して仕事に専念し、働き続けられる賃金水準を確保するため、公民格差是正の保障制度を復活させること。
- (7) ゆきすぎた競争教育をさらに助長する全国一斉学力調査の「学校別結果公表」、中学校の内申点への反映をやめること。チャレンジテストを中止・撤回すること。
- (8) 南海トラフ型等の大地震に備えて、災害時の避難誘導、避難場所や施設等を確保すること。また、住民の安全と生命を守るため、地域防災計画の具体化をはかること。大災害時に防災拠点になり得ない咲洲庁舎から即時撤退すること。
- (9) 「おおさか男女共同参画プラン」をふまえ、実効あるものにするために労働組合や女性団体など広範な府民の意見を反映すること。

以上